

政府調達に関する協定適用対象契約及び
基準額等一覧表（平成28、29年度）

1. 適用対象契約及び基準額

区 分	協定上の適用基準額	財務大臣の定める額
物品等（購入・借入）	10万SDR	1,600万円
その他のサービス（清掃等の役務）	10万SDR	1,600万円
建設工事	450万SDR	7億4,000万円
建築のためのサービス等	45万SDR	7,400万円

（注）財務大臣の定める額（2ヵ年度ごとに改訂）は、財務省告示第23号（平成28年1月25日）による。（政府調達手続に関する運用指針等について（平成26年3月31日関係省庁申合せ）により、10万SDR以上の改正協定の対象となる調達契約を適用対象とする。）

2. 総合評価落札方式適用対象契約及び基準額（個別分野別）

区 分	対象となる調達	邦貨換算額	
スーパーコンピューター	全調達		
コンピューター製品及びサービス	80万SDR超	1億3,000万円	
電気通信機器 及びサービス	①改造された製品若しくはサービス 又は特別に開発された製品若しくは サービスの調達	全調達	
	②既製品又はサービス（単価500 SDR以下の既製品又はサービスを 大量購入する場合を除く。）	38.5万SDR超	6,200万円
	③既存の供給品又は設備との接続性 の要件により既に確定した仕様を繰 り返し使用する必要があり、かかる 仕様を繰り返し使用した調達		
医療技術製品 及びサービス	①改造された製品若しくはサービス 又は特別に開発された製品若しくは サービスの調達	全調達	
	②既製品又はサービス（単価500 SDR以下の既製品又はサービスを 大量購入する場合を除く。）	38.5万SDR超	6,200万円

（注）スーパーコンピューターとは、適用基準値である50TFLOPS以上の理論
的最高性能を有するもの。

（注）政府調達に関する協定 第一条 適用範囲 1の附属書1 付表3において国立大学
法人は、協定の対象機関となっている。